The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	中世荘園制社会の地域構造
Author(s)	志賀, 節子
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/70670
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（志賀　節子）	
論文題名	中世荘園制社会の地域構造

論文内容の要旨

本論は中世を荘園制社会と捉える立場から、畿内近国地域を主な検討対象として、中世後期における地域社会構造の解明を目指すものである。その際、荘園(村落)という場を、領主から地下百姓までを構成員とする地域概念で把握し、村と領主との支配関係を含めた地域社会構造を描くこと、戦国期にも検出される荘園の存在を、中世荘園制社会の一つの到達点として積極的に評価すること、強大な戦国大名を誕生させなかった畿内地域の一つの特質を、荘園制社会の規定性から理解することを念頭に置いている。

本論はⅡ部構成となっており、第Ⅰ部では７章にわたって中世後期畿内近国荘園の支配実態を、年貢収取や検断を主な視角とし、中間層の動向に着目しながら具体的に検討した。以下章ごとに内容と意義を要約する。Ⅰ－①「戦国期法隆寺領播磨国鵤庄の支配機構」は、戦国末期まで荘園領主の直接的な支配が確認される同庄を取り上げ、現地支配の拠点である荘園政所が、法隆寺から派遣された預所を中心とする「定衆」と、庄内の有力者「内衆」を構成員として運営されていることを明らかにした。「地下百姓の出入り」を根拠に政所が「村落自治の拠点」となったとされた先行研究に対し、実証面で修正を迫る結果が得られただけでなく、両属性を本質とする中間層の実態解明にも繋がった。Ⅰ－②「中世後期九条家領和泉国日根庄の収取体制と荘園領主段銭」は、短期間ながら戦国初期に直務支配が実現した同庄の収取実態を検討し、定期的な本所段銭成立の過程と意義を解明した。九条家が権門の立場から戦国期に向けて新たな収取体制を築き得たことは、荘園領主支配の柔軟性を示す事例としても特筆される。Ⅰ－③「戦国期和泉国日根庄における本所検断の意義」は、『政基公旅引付』に拠る一連の日根庄研究、修論以来取り組んできた検断の実証研究の一環である。同庄における本所検断は、件数の乏しさや貫徹度の低さから、恣意性や限界性が強調されてきたが、地下の検断慣行との補完関係を持ちながら、必要に応じて独自の実質的な機能を果たしたことを論証し、直務支配体制下におけるその意義を明らかにした。Ⅰ－④「中世後期における本所検断についての一考察」は、地下百姓が対決した領主権力の実像を究明する目的で、その治安維持機能である検断の実態分析を試みた。それまでの法制史的手法とは異なり、荘園現地で発生した刑事事件の処理過程を具体的に検討した結果、本所検断には実働機関である庄官･沙汰人（執行人）の権限に依存し、守護や幕府（公権力）の補完を不可欠とする構造的な特質があること、さらに本所権力の強制力装置として村落の武力が次第に実質的な役割を担うようになることを検証した。村の武力の実態論としても先駆的な内容を有し、荘園領主権には村落自治の進展を促す性質が認められることを指摘した。Ⅰ－⑤「室町期伏見庄の侍衆をめぐって－実態と成立契機」では、同庄侍衆の具体的な存在形態の分析によって、「衆」をなして史料上に出現する当該期地下侍身分の成立契機を検討した。伏見宮の警固役を固有の義務とし、村落内有力者の集団的身分的な把握編成を通じて侍衆が成立したことを実証した。それまでの武家への被官化を重視する解釈や村の中からの自生的な侍身分成立論に対し、荘園制の規定性を強調する見解を提示した。Ⅰ－⑥「戦国初期京郊山科東庄における領主と村－政所･五十嵐方･好子屋」は、『山科家礼記』が著名なわりに、山科東庄（大宅郷）の支配構造を正面から扱った研究が乏しい状況を踏まえ、地下を代表する３人のおとなに焦点を絞り、網羅的な実態分析を試みたものである。その結果、彼らには荘園の沙汰人･代官の被官･御所山の「山守衆」としての顔があり、特有の義務と特権によって領主から把握編成される存在であることを論証し、中間層本来の両属的性質を捨象しない限り、「自力の村」論で展開された領主と村との単純な関係論は成り立たないことを示した。Ⅰ－⑦「山科東庄の地下百姓と山科家代官大沢氏」では、地下有力一族の構成員と代官大沢久守との間で、日々の生活･年中行事･人生儀礼を通じて繰り広げられた親密な交流の様相、彼らとの被官関係の実態や菩提寺山科大沢庵の宗教装置としての役割を検討した。山科家が東庄支配を安定的に実現出来たのは、大沢氏の鎌倉末期以来の在地基盤に拠るところが大きく、その在地性は戦国期へ向けた荘園の存続条件としても重要であることを明らかにした。

第Ⅱ部は６章編成で、村落や地域社会の諸動向を様々な視点から追究した。Ⅱ－①「中世後期荘園村落と検断－村落「自治」の再検討」は、村の自治機能の典型とされてきた「自検断」について再検討を試みたものである。村落内で発生し

た刑事事件の処理をめぐる村落と領主との関係を実態分析すると、村の「自検断」とされてきた機能は「検断地下請」と呼ぶべき実体を持っており、本所検断権の実質を村が担う体制が認められた。一方、村には独自に形成された「自力救済」の慣行も存在するが、領主権力の治安維持に関わる検断機能とは本質的に異なる。問題提起的ではあったが検断概念をめぐる理論的な課題が残された。Ⅱ－②「和泉国日根庄入山田村・日根野村の「村請」」では、勝俣鎮夫氏が「村請」論の論拠とした日根庄の事例を実証的に再検討した結果、近世の村請制に連続するような「村請」の実体は室町戦国期を通じて検証されなかった。室町期の惣庄による定額年貢納入契約は固定年貢額の先例として存続したが、村単位の「村請」の成立を意味せず、戦国初期の日根庄は番頭が収納実務を担う直務支配荘園であったことを確認した。Ⅱ－③「地下請小考」では、地下百姓による年貢収納の請負を表現する用語として一括されてきた百姓請・地下請・村請の具体例を取り上げ、請負内容に関する比較検討を試みた。その結果、百姓としての義務履行や領主との合意内容の誓約とは異なり、地下請は地下（惣庄）が荘園領主との間で交わした法的社会的契約により成立すること、室町戦国期には村任せにみえる荘園年貢の収納現象が広く検出されるが、それは「地下請状況」とでも呼ぶべきもので、両者は区別される必要があることを指摘した。Ⅱ－④「文亀二年根来寺惣分禁制」では、発給へ向けた日根庄入山田村の主体的な活動が注目を集めてきたこの禁制が、文面上の特徴や発給に至る過程や背景を踏まえてその歴史的意義を再検討すると、日根郡地域における諸勢力・諸権力の関係を、日根庄の場に構造的に映し出す格好の史料であることを明らかにした。特に禁制に関わる荘園領主の役割には、実効性にのみ偏らない見方によって新たな評価が成り立ち得ることを示した。Ⅱ－⑤「『政基公旅引付』から見える契約・誓約・盟約関係－「惣国半済」と「クミノ郷」」は、日根庄研究の最後の成果で、『旅引付』の舞台となった泉南地域の構成員間で結ばれる様々な関係を取り上げた。著名な永正元年の「惣国半済」の実態を追究すると、戦国期特有の性質を有しているが、村々からの半済要求運動の延長上には位置付けられず、荘園領主の立場も明瞭ではない。日根庄では根来寺による代官請の下で守護半済が実施された様相を呈し、近隣の村々には日常的な相互扶助関係が見出されるが、広域的な村々の連合同盟関係とは異なるものであった。残された実証的な課題は大きい。Ⅱ－⑥「山科七郷と徳政一揆」は、研究の出発点となった論文で、山科地域に焦点を絞り、多数の農民にとって徳政一揆とは何であったのかを問うたものである。15世紀後半の惣郷連合山科七郷が、日常的に展開した様々な権利要求のための闘争を逐一検討し、それらの諸闘争と七郷が参加した徳政一揆との内的関連を構造的に究明した。山科地域の３つの特質を重視しながら分析すると、徳政一揆は七郷の諸闘争の延長上に位置付けられ、封建的な支配強化に抗する農民闘争と評価できる。地域的特性を踏まえた構造的な土一揆論である。

本論では、以上の13論文を通じて、畿内近国地域社会のあり方を規定した荘園制の実態と特質を様々な視角から追究してきた。社会体制としての荘園制は柔構造を有しており、相互補完的・依存的社会関係を特質とする。荘園領主権力は、荘園支配上の強制力を国家的機能や実務執行者の実力に委ねるという権力としての弱点を有するが、この依存性こそが、諸権力・諸勢力との相互規定的関係を生み出し、戦国期へ向けて年貢収取の実現度を減少させながらも、荘園の存続を可能にした要因だと思われる。地域状況によっては、領主の在地依存性の深まりが、村落の自立性を高めつつ地下請や「地下請状況」をもたらしたり、荘園領主のしたたかな柔軟性が、時として支配強化の動きに繋がったりもする。戦国期になっても、荘園領主としての公家や寺社の支配権力が、完全には喪失されなかった理由は、地下が所持した実力（自力）としか見えないものが、実は荘園制の柔構造に支えられて存在するような社会であったからではないだろうか。その構造を成り立たせている相互性の解明が本論の最大のテーマである。特に、中間層の本質的な両属性を正確に把握し、その実像を柔構造に位置づけることで見えてくる地域支配構造を重視する。領主権力や支配関係から完全に自立した村は存在し得ない以上、地下が支配体制や権力機構に組み込まれる側面を、限界性として否定的にではなく、必然性として積極的に検討する必要がある。それにより、近世への連続面を中世社会の成果として評価する移行期村落論とは異なり、中世社会特有の到達点を量的にではなく質的に検討する道が開けるのではないかと考える。本論は古くて新しい研究対象を見直し、単なる回帰ではなく再評価していく地道な試みである。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　志賀　節子　）		
論文審査担当者	（職）	氏　名
	主 査　大阪大学　教授	川合　康
	副 査　大阪大学　教授	村田　路人
	副 査　大阪大学　准教授	野村　玄

論文審査の結果の要旨

以下、本文別紙

様式７別紙

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目：中世荘園制社会の地域構造

学位申請者　志賀　節子

論文審査担当者

主査　大阪大学教授　川合　康

副査　大阪大学教授　村田　路人

副査　大阪大学准教授　野村　玄

【論文内容の要旨】

本論文は、室町・戦国期の畿内近国の荘園村落を主な検討対象に据えて、日本中世後期における地域社会構造を、村と領主との支配関係も含めて総体的に解明しようとするものである。本文は、序章、第Ⅰ部（全７章）、第Ⅱ部（全６章）、あとがきから成り、総頁数はＡ５判 472 頁であり、400 字詰め原稿にして約 1100 枚にのぼる。

序章「中世後期荘園制支配と村落」では、近年の中世後期村落史研究の研究史を整理したうえで、1980 年代から活況を呈している移行期村落論が、村の自律性・主体性を重視するあまり、中世後期荘園制が果たした役割や荘園村落内部における対抗関係、沙汰人などの中間層がもつ両属性などを捨像する傾向にあったとし、社会体制としての荘園制の「柔構造」に注目し、中世後期荘園村落の全体構造を解明する重要性を指摘している。

第Ⅰ部「中世後期荘園の支配構造」では、中世後期における畿内近国荘園の支配実態を、年貢収取や検断を主な視角とし、中間層の動向に着目しながら具体的に検討している。第一章「戦国期法隆寺領播磨国鵤庄の支配機構」では、戦国末期まで荘園領主の直接的な支配が確認される鵤庄を取り上げ、現地支配の拠点である荘園政所が、法隆寺から派遣された預所を中心とする「定衆」と、在地有力者「内衆」を構成員として運営されていることを解明している。第二章「中世後期九条家領和泉国日根庄の収取体制と荘園領主段銭」は、戦国初期に直務支配が実現した日根庄の収取実態を検討し、新たな収取である両季本所段銭が成立する過程を明らかにし、室町・戦国期の荘園領主支配の再編動向を明らかにした。第三章「戦国期和泉国日根庄における本所検断の意義」では、『政基公旅引付』に基づいて、日根庄における本所検断が恣意的なものではなく、地下の検断慣行と補完関係をもちつつ、必要に応じて独自の実質的機能を果たしたことを論証している。第四章「中世後期における本所検断についての一考察」は、畿内近国の諸荘園を素材に、本所検断が庄官・沙汰人の権限に依存し、守護や幕府の補完を不可欠とする構造をもち、本所権力の強制力装置として村落の武力が次第に実質的な役割を担うようになることを指摘している。第五章「室町期伏見庄の侍衆をめぐって」では、侍衆の具体的な存在形態を分析し、伏見宮の警固役を固有の義務とし、村落内有力者の集団的身分的な把握編成を通じて侍衆が成立したことを実証している。第六章「戦国初期京郊山科東庄における領主と村」は、山科東庄（大宅郷）の地下を代表する三人のおとな衆の実態を分析し、彼らが荘園の沙汰人、代官の被官、御所山の「山守衆」としての側面をもち、特有の義務と特権によって領主から把握された存在であったことを論じたものである。第七章「山科東庄の地下百姓と山科家代官大沢氏」は、地下有力

一族と代官大沢久守との間で繰り広げられた親密な交流の実態を、ていねいに描き出したものである。

第Ⅱ部は村落や地域社会の諸動向を様々な視点から追究している。第一章「中世後期荘園村落と検断」では、村の自治機能の典型とされてきた「自検断」について再検討を試み、それは本所検断権の実質を村が担う「検断地下請」と呼ぶべき体制であったことを論じている。第二章「和泉国日根庄入山田村・日根野村の「村請」」では、日根庄においては、室町期の惣庄による定額年貢納入契約が固定年貢額の先例として存続したが、それは村単位の「村請」の成立を意味するものではなかったことを論証している。第三章「地下請小考」は、地下請の具体例を詳細に検討し、地下（惣庄）が領主との間で交わした法的社会的契約によって成立することを明らかにしたものである。第四章「文亀二年根来寺惣分禁制」は、この禁制の文面上の特徴や発給に至る過程を詳しく検討し、根来寺惣分が最も強く意識したのは、本所九条家への対応であったことを指摘している。第五章「『政基公旅引付』から見える契約・誓約・盟約関係」は、『旅引付』の舞台となった泉南地域において、構成員間で結ばれる様々な諸関係を具体的に明らかにしたものである。第六章「山科七郷と徳政一揆」は、十五世紀後半の惣郷連合山科七郷が、日常的に展開した様々な権利要求のための闘争を逐一検討したうえで、それらの諸闘争と七郷が参加した徳政一揆との内的関連を究明し、徳政一揆が七郷の諸闘争の延長上に位置づけられることを論じている。

【論文審査の結果の要旨】

本論文は、日本の中世社会を荘園制社会ととらえる立場から、畿内近国地域を主な検討対象として、中世後期における地域社会構造を、荘園村落の中間層の活動に注目しつつ具体的に明らかにしたものである。村をあたかも一枚岩の集団であるかのようにとらえ、その主体性や力量を過度に高く評価する近年の中世後期村落史研究の動向に対して、実証的な成果に基づいて厳しく反省を迫る内容となっており、研究史上きわめて大きな意義を有するものである。

本論文の意義として第一にあげられるのは、『鵤御庄当時日記』『政基公旅引付』『看聞日記』『山科家礼記』などの重要史料を深く読み込むことによって、沙汰人・おとな・侍衆などの中間層の存在形態、荘園現地において荘園領主側の使者と地下の有力者層が出入りする政所の実態、荘園領主代官と地下有力者層との間で日常的に展開した交流の様相など、これまでの研究では余り注目されることのなかった地域社会の実態を解明し、生き生きと描き出すことに成功した点である。これは申請者による長年の研究の積み重ねによってもたらされた成果であり、今後の村落史研究の動向に大きな影響を与えることになろう。

第二に、従来の研究では自明であるかのように用いられてきた「自検断」「地下請」「村請」「侍衆」などの用語を、史料上にあらわれる文言の使用法に立ちかえって詳細に検討し、その意味を明確にした点である。特に、「自検断」が守護権力の介入の排除を意味し、「地下請」が領主にとって有利な条件で年貢納入を契約するものであったという指摘は、「自検断」や「地下請」を中世後期村落の「自治」の指標としてきたこれまでの研究に再考を迫るものであり、重要である。

第三に、戦国期に至るまで荘園制の支配関係が機能し続けていたことを様々な局面から明らかにし、中世後期における荘園制の意義を積極的に評価し直した点である。この論点は、近年の室町期荘園制論の研究動向とも通じ、今後の荘園制研究に一石を投じるものと思われる。

但し、本論文にも問題点がないわけではない。戦国期まで荘園制が存続する要因を「荘園制の柔構造」という曖昧な概念で説明している点などは、さらなる検討が必要であろう。とはいえ、丹念な史料収集と厳密な読解に基づいて、中世後期の荘園村落や地域社会の実態を解明した本論文は、今後の中近世移行期の村落史研究や荘園制研究を大きく前進させるに違いない。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。